

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 国民健康保険組合規約の一部変更届出……………
- ……………(保健医療局保健政策部国民健康保険課)…
- 都道の供用開始……………(建設局道路管理部路政課)…
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………
- ……………(建設局道路管理部監察指導課)…
- 都道の供用開始……………(建設局道路管理部路政課)…
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………
- ……………(建設局道路管理部監察指導課)…

告示

● 東京都告示第六百十六号
国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第二十七條第四項の規定により、東京建設職能国民健康保険組合規約の一部変更について届出があったので、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年四月二十日

東京都知事 小池 百合子

変更事項 変更前 変更後 変更年月日
事務所の所在地 東京都千代田区 九段南三丁目二番七号四階 東京都千代田区 九段南四丁目二番十一号六階 令和八年四月二十日

● 東京都告示第六百十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八條第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年四月二十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 路線名 新荒川葛西堤防
- 二 供用開始の区間 江戸川区江戸川一丁目二十二番十地先から同区東篠崎二丁目二千三百十九番四十三地先まで
- 三 供用開始の期日 令和八年四月二十日

● 東京都告示第六百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七條第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同條第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和八年四月二十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 路線名 新荒川葛西堤防

二 占用を制限する区間 江戸川区江戸川一丁目二十二番十地先から同区東篠崎二丁目二千三百十九番四十三地先まで

三 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由 占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日 令和八年四月二十一日

● 東京都告示第六百十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八條第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年四月二十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 路線名 王子金町市川
- 二 供用開始の区間 江戸川区江戸川一丁目十番百七十二地先から同所五番四地先まで
- 三 供用開始の期日 令和八年四月二十日

●東京都告示第六百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和八年四月二十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

王子金町市川

二 占用を制限する区間

江戸川区江戸川一丁目十番百七十二地先から同所五番

四地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができな

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の日

令和八年四月二十一日

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号
113-0001

